

議案第 9 1 号

四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例について

四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例

四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例(平成 19 年四万十町条例第 11 号)の全部を改正する。

四万十町長等の給与及び旅費に関する条例(平成 18 年四万十町条例第 38 号。以下「町長等給与条例」という。)第 2 条に規定する町長等の給料の月額、平成 30 年 1 月に支給するものに限り、町長等給与条例別表の給料月額(以下「基礎額」という。)から、町長にあつては基礎額に 100 分の 10、副町長にあつては基礎額に 100 分の 7 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は基礎額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。